

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京 2020 大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015 年 2 月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京 2020 大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964 年の東京大会は日本を大きく変えた。2020 年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を 3 つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～

東京都は、平成 28 年 12 月に策定した「2020 年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で 3 つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京 2020 大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京 2020 大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京 2020 大会実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020 年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

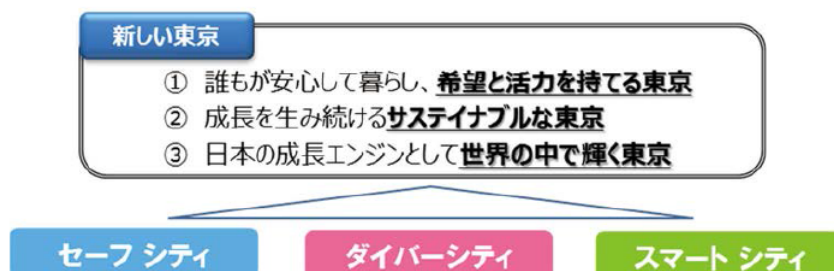


図 2.2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京 2020 大会において、オリンピック競技大会は 7 月 24 日の開会式に続いて、7 月 25 日から 8 月 9 日までの 16 日間で開催し、閉会式は 8 月 9 日に予定している。また、パラリンピック競技大会は 8 月 25 日から 9 月 6 日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック 33 競技、パラリンピック 22 競技である。

3.2 東京 2020 大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京 2020 大会開催基本計画（2015 年 2 月策定）」の中で、東京 2020 大会は、単に 2020 年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020 年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京 2020 アクション&レガシープラン 2016（2016 年 7 月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	I C T の活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3 R の推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、組織委員会は、東京 2020 大会における持続可能性への配慮を最大化し、持続可能な開発に貢献するため、「持続可能性に配慮した運営計画」を策定している。

2017 年 1 月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第一版」を策定し、持続可能性の概念の重要性や東京 2020 大会ビジョンとの関係性、また、東京 2020 大会が目指すべき方向性や計画の位置づけについて記載し、東京 2020 大会が取り組む持続可能性に関する 5 つの主要テーマ「気候変動」、「資源管理」、「大気・水・緑・生物多様性等」、「人権・労働、公正な事業慣行等への配慮」及び「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」を示した。

2018 年 6 月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」を策定し、持続可能性に配慮した競技大会を目指す意義として SDGs への貢献を明確化している。「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方は、表 3.2-3 に示すとおりである。

表 3.2-3 「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方

基本理念	・世界最大規模のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックは世界規模の影響 ・東京 2020 大会は、大会の準備運営に持続可能性を組み込み、その責任を果たすことで貢献 ・大会の持続可能性のコンセプト「be better, together / より良い未来へ、ともに進もう。」
持続可能性の主要テーマ	持続可能性の 5 つの主要テーマは、環境・経済・社会の側面に統合的に取り組むことから、SDGs の目標等の全体に幅広く関連
関係組織	組織委員会を核として、都、国、関係自治体、スポンサー等との連携の下に実施
運営計画の適用範囲	主体として直接管理する範囲に加え、影響を及ぼすことができる範囲についても考慮
持続可能な発展の統治原則	持続可能性における基本的な価値観である 4 つの統治原則（持続可能性への責任、包摂性/利害関係者の参画、誠実性、透明性）を尊重
マネジメントの仕組み、ツール	取組を確実に実施するため、イベントの持続可能性をサポートするための国際規格である ISO20121 の導入や「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・運用等を推進

4. 夢の島公園アーチェリー場の計画の目的及び内容

4.1 目 的

夢の島公園アーチェリー場（旧名称：アーチェリー会場（夢の島公園））は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）のアーチェリー会場として利用するため、競技場（決勝会場：仮設、予選会場：新設）を整備する計画である。また、東京2020大会後は、新設する予選会場については、アーチェリーを中心に、都民・公園利用者に対し様々なスポーツの機会を提供していくことを想定している。

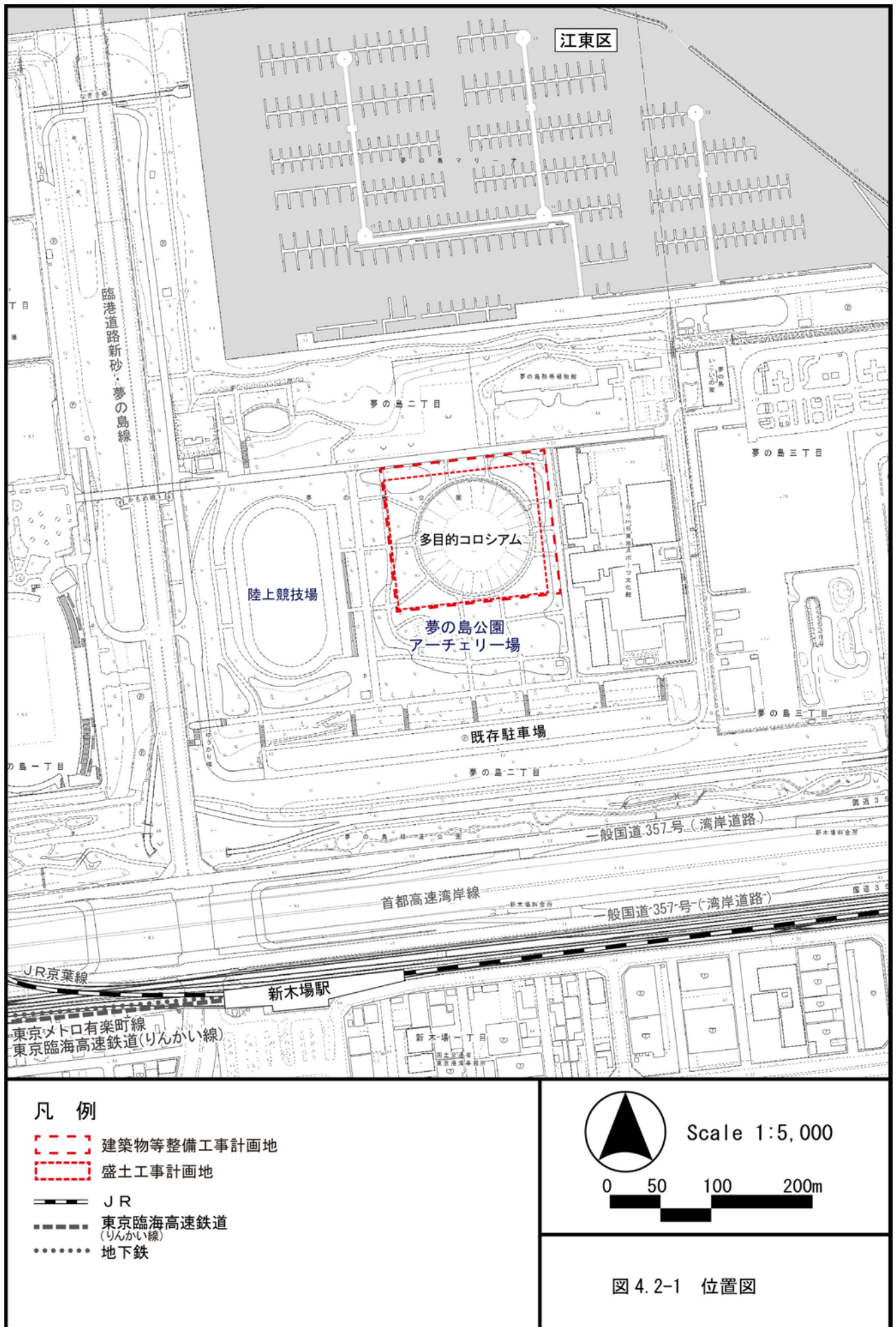
本事業は、アーチェリー会場の整備のうち、新設の予選会場のフィールドを整備するため、既存の多目的コロシアム（鉢状の芝生広場部分）を盛土し、建築物等を整備したものである。

4.2 内 容

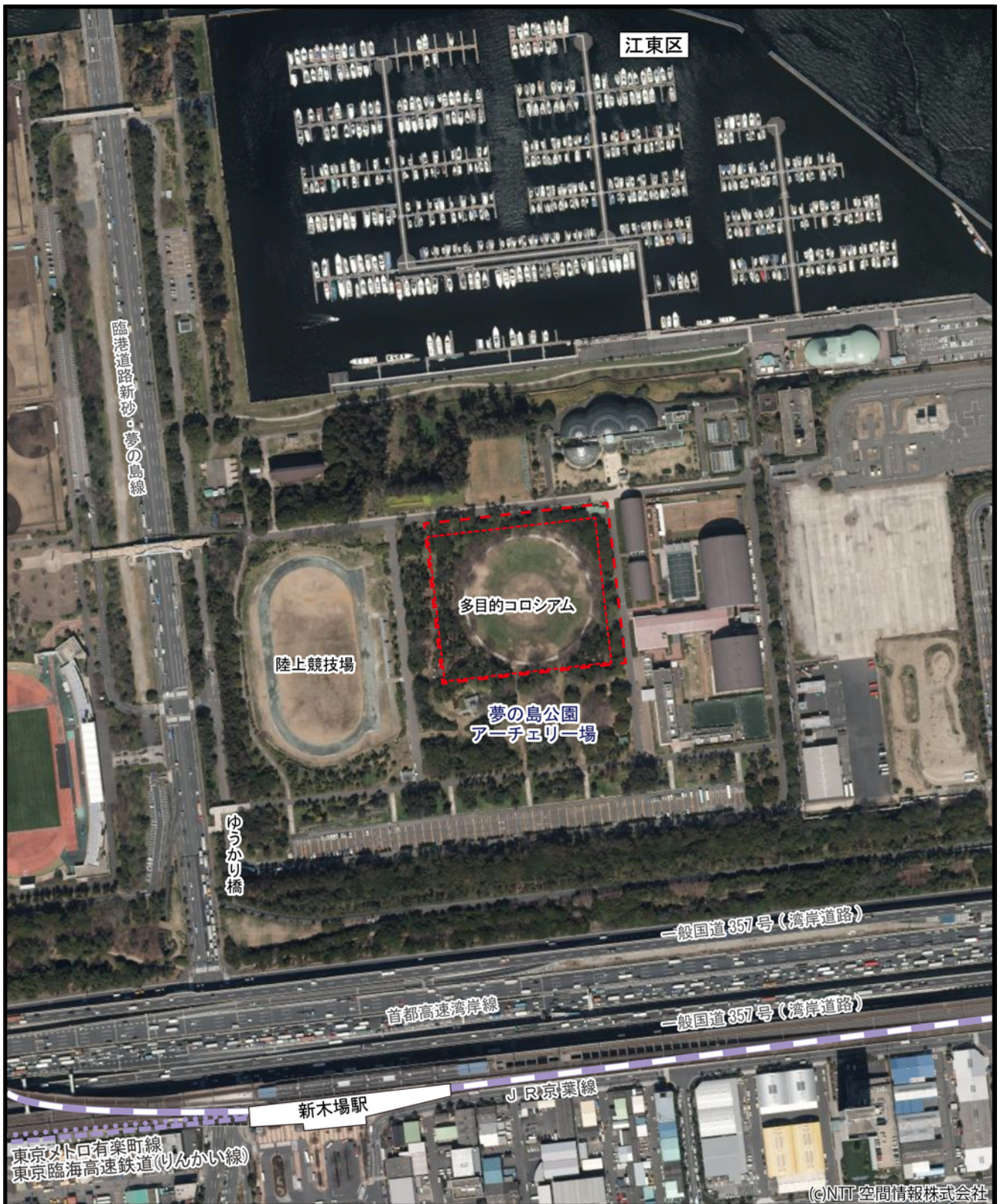
4.2.1 位 置

評価書の対象となる予選会場の盛土工事を実施する範囲（以下、「計画地」という。）の位置は、江東区夢の島二丁目にあり、盛土工事の工事施工範囲を含めた建築物等整備工事の工事施工範囲は約23,000m²である。

4. 夢の島公園アーチェリー場の計画の目的及び内容



4. 夢の島公園アーチェリー場の計画の目的及び内容



凡 例

- 建築物等整備工事計画地
- 盛土工事計画地
- JR
- 東京臨海高速鉄道
(りんかい線)
- 地下鉄



Scale 1:5,000

0 50 100 200m

写真4.2-1

計画地周辺の航空写真

4.2.2 事業の基本構想

(1) 計画の基本方針

計画の基本方針は、以下のとおりである。

- ・アーチェリーを中心に、都民・公園利用者に対し、様々なスポーツの機会を提供する。
- ・夢の島ユース・プラザ・アリーナA及びBの新設中止と、夢の島競技場で整備予定であった馬術の競技会場を馬事公苑に変更したことから、公園全体で施設配置の変更が可能となったことを受け、公園の緑や利用者への影響に配慮して、配置を計画した。

4.3 夢の島公園アーチェリー場の計画の策定に至った経過

夢の島公園アーチェリー場は、立候補ファイルにおいて、オリンピック及びパラリンピックのアーチェリー会場として利用するため、公園内の多目的コロシアム南側の緑地部分に決勝会場を仮設、予選会場を新設する計画としていた。

東京都は、招致の時点で作成した会場計画について都民の理解を得て実現できるよう、大会組織委員会とともに、「レガシー」、「都民生活への影響」、「整備費」の3つの視点で会場計画の再検討を行うこととした。

会場再検討の結果、公園内に整備を予定していた夢の島ユース・プラザ・アリーナA及びBの新設を中止するとともに、夢の島競技場で実施予定であった馬術の競技会場を馬事公苑に変更したことから、公園全体で配置計画を見直すことが可能となった。そのため、公園の緑や利用者への影響に配慮し、公園全体で最適な施設配置について検討を行った結果、予選会場（新設）は多目的コロシアムの位置に、決勝会場（仮設）は陸上競技場の位置に配置することとなった。

なお、2018年10月の組織委員会の理事会において、本会場の大会時に使用する名称は「アーチェリー会場（夢の島公園）」から「夢の島公園アーチェリー場」へと変更されることについて、IOCの承認が得られ、決定したことが報告された。

5. 計画の更新

5.1 計画の更新の理由及び概要

評価書公表時点で未定であった予選会場の建築物等の整備内容を反映し、表 5.1-1に示すとおり基本計画を更新する。

表 5.1-1 主な計画の更新内容及びその理由の概要

項目	更新内容及びその理由の概要
(1) 基本計画	予選会場の建築物等の整備内容について、配置計画等に反映する。
(2) 施工計画	予選会場の建築物等の整備内容について、工事工程等に反映する。

本事業では、平成28年1月18日に評価書案を、同年7月28日に評価書をそれぞれ公表しているが、これらの評価書等では、夢の島公園アーチェリー場に係る計画のうち、新設の予選会場の盛土工事を環境影響評価の対象とした。諸元が具体化されていなかった予選会場の建築物等や組織委員会が整備する仮設施設については、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討することとしていたため、これら施設等の諸元の具体化に合わせ、環境影響評価の項目の再検討を実施した。

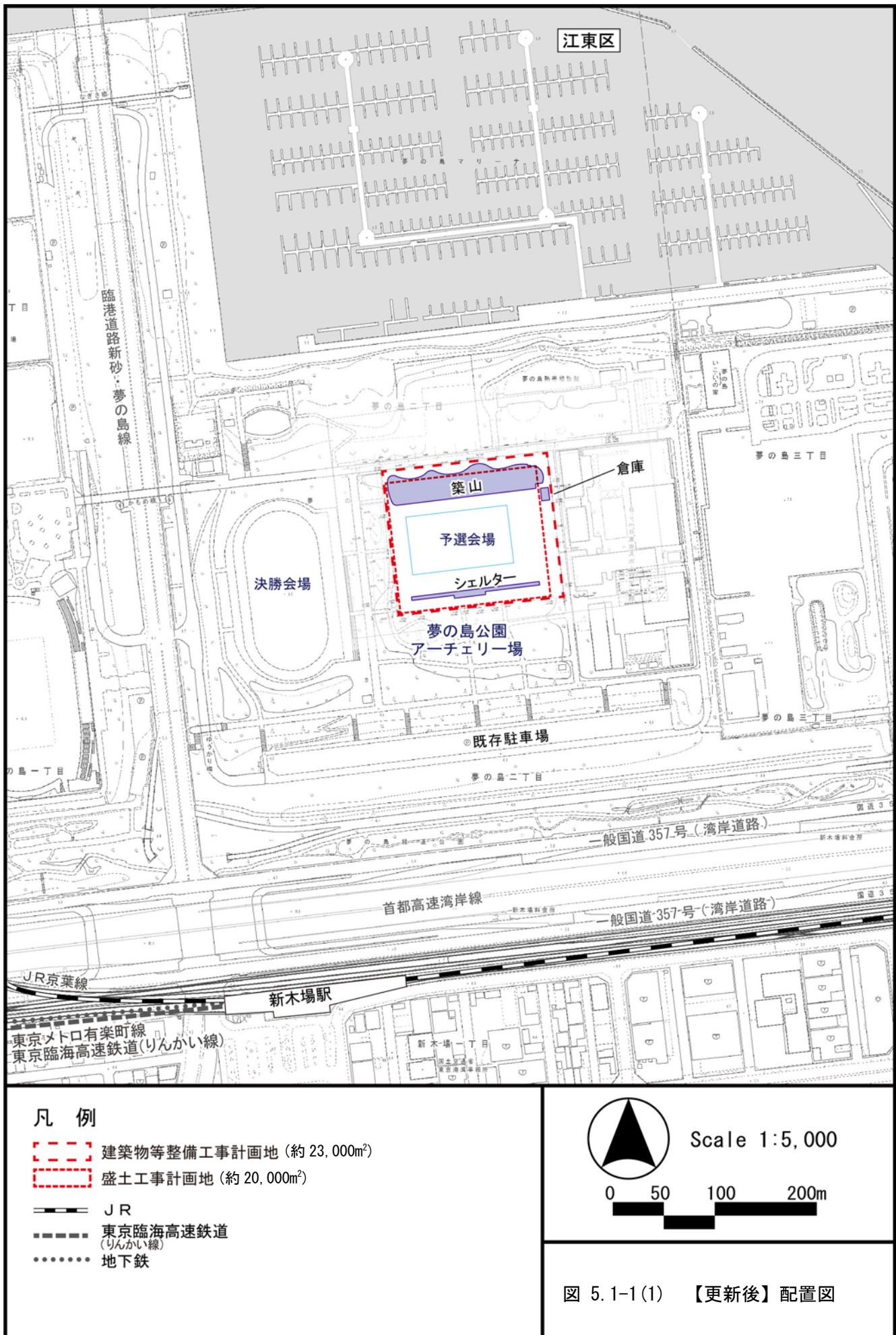
予選会場の建築物等の概要及び配置図については、表 5.1-2及び図 5.1-1(1)に示すとおり、建築物の最高高さは8.7m、建築面積は448m²であり、建築物等整備工事計画地内に配置されている。

築山（矢止め）の造成は、盛土工事と合わせて実施している。盛土工事においては、25,990m³の土量の搬入を行ったものの、盛土の後の沈下が想定より少なかった。そのため、築山（矢止め）整備には盛土工事で残った土量9,600m³に、場外からの搬入土1,482m³を合わせて使用した。なお、場外から搬入した土量のうち932m³は、夢の島公園内の別工事における発生土であり、夢の島公園外からの搬入は550m³であった。

また、組織委員会が整備する仮設施設については、事業計画概要報告書を作成し、平成31年3月15日に評価委員会で環境影響評価項目の選定に関して検討した結果等について、すでに報告を行っている。

表 5.1-2 建築物等の概要

項目	シェルター	倉庫	築山（矢止め）
建築面積 （ 築 造 面 積 ）	448m ²	89.5m ²	3,953m ²
最高高さ	8.7m	3.6m	－
用途	競技中の待機場所、 日よけ、運営本部	倉庫	矢止め



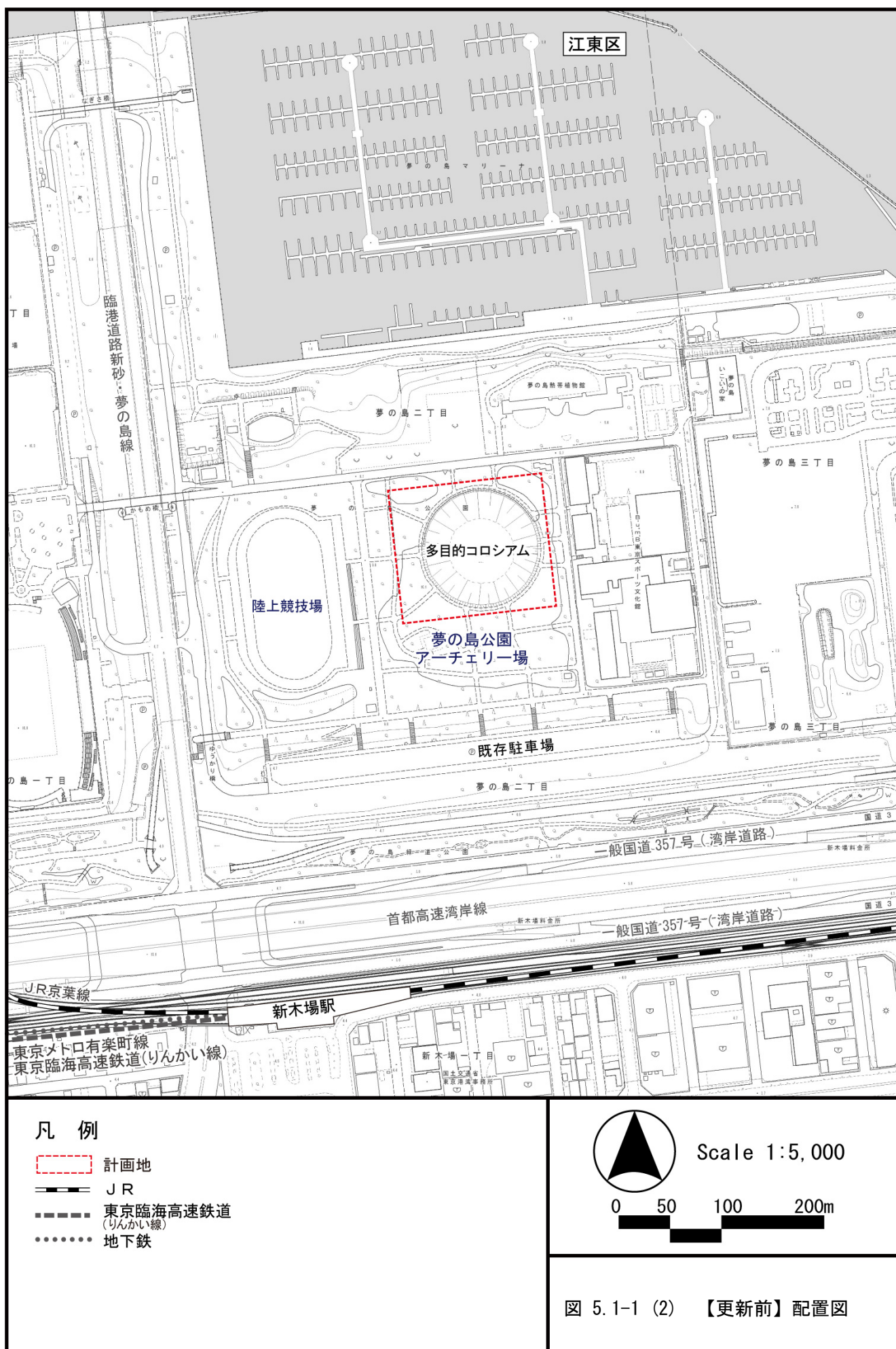




写真 5.1-1(1) 建築物（シェルター）の整備状況



写真 5.1-1(2) 建築物（倉庫）の整備状況



写真 5.1-1(3) 築山（矢止め）の整備状況

5.2 計画の更新に伴う環境影響評価の項目及び予測・評価の見直し

「5.1 計画の更新の理由及び概要」に示したとおり、夢の島公園アーチェリー場については、盛土工事について、生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、エコマテリアル、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全の8項目の環境影響評価の項目を選定し、評価書及びフォローアップ計画書を公表している。また、評価書及びフォローアップ計画書時点では建築物等の整備計画は具体化されていなかったため、東京 2020 大会の及ぼす影響を、全体計画で評価する項目を除いた、大気等、水質等、土壌、水循環、騒音・振動、日影、景観、歩行者空間の快適性、史跡・文化財、水利用、温室効果ガス、エネルギー、土地利用、地域分断、移転、安全、消防・防災、交通渋滞の 18 項目については、環境影響評価の項目を再検討することとした。

今般、建築物等の整備計画の具体化に合わせ、評価書において選定した8項目及び再検討する18項目について、表 5.2-1 に示す環境影響要因を勘案し、環境影響評価を検討する項目として選定した。その上で、評価書において環境影響評価を実施している事項については、表 5.2-2 に示すとおり予測・評価の見直しの必要性を検討した。また、評価書において環境影響評価を実施していない事項については、表 5.2-3 に示すとおり予測・評価の必要性を検討した。その結果、予測・評価が必要となる項目及び予測・評価の見直しが必要となる項目はなかった。

表 5.2-1 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因		内容
開催前	恒久施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の仮設施設の出現や仮設施設の存在に伴う影響
開催中	競技の実施		競技の実施に伴う影響
	大会の運営		大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響
開催後	仮設施設	解体工事	東京 2020 大会の仮設施設の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒久施設	設備等の持続的稼働	
		東京 2020 大会後の施設の継続的利用に伴う影響	

注) 網掛けは、本資料では対象としない環境影響要因を示す。なお、仮設施設に係る環境影響要因については、事業計画概要報告書で検討結果について報告したほか、大会開催中の競技の実施及び大会の運営に係る環境影響要因については、実施段階環境影響評価（全体計画・競技）で対象とする。

表 5.2-2 予測・評価の見直しの必要性の検討結果

環境影響 評価の項目	予測・評価の見直しの必要性	検討結果 ^{注)}
生物の生育・生息基盤	【生物・生態系の賦存地の改変の程度】 【新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度】 基本計画及び施行計画が変更されたものの、計画地の範囲に大きな変更はなかったため、予測・評価の見直しは行わなかった。	×
生物・生態系	【陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度】 【陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度】 【生育・生息環境の変化の内容及びその程度】 【生態系の変化の内容及びその程度】 基本計画及び施行計画が変更されたものの、計画地の範囲に大きな変更はなかったため、予測・評価の見直しは行わなかった。	×
緑	【植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度】 基本計画及び施行計画の変更により、計画地の範囲が拡大したものの、緑の著しい減少はなかったため、予測・評価の見直しは行わなかった。	×
自然との触れ合い活動の場	【自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度】 【自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度】 【自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】 基本計画及び施行計画が変更されたものの、計画地の範囲に大きな変更はなかったため、予測・評価の見直しは行わなかった。	×
廃棄物	【廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等】 基本計画及び施行計画に変更が生じたが、建築物整備は、地下躯体を構築するような大規模な工事を行わなかったことから、建設廃棄物の発生量は僅かであった。また、築山（矢止め）の整備については、建設発生土の場外搬出は行わなかった。 以上のことから、予測・評価の見直しは行わなかった。	×
	計画で整備する建築物は、小規模であり、持続的稼動における廃棄物の発生量は僅かである。	×
エコマテリアル	【エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度】 施行計画の変更が生じたが、エコマテリアル利用の取組に変化はなかったため、予測・評価の見直しは行わなかった。	×
公共交通へのアクセシビリティ	【会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度】 施工計画の変更が生じるが、公共交通機関から計画地の周辺及び計画地までのアクセス経路における歩車道線分離の状況に変化はなかったため、予測・評価の見直しは行わなかった。	×
交通安全	【交通安全の変化の程度】 施工計画の変更が生じるが、公共交通機関から計画地の周辺及び計画地までのアクセス経路における歩車道線分離の状況に変化はなかったため、予測・評価の見直しは行わなかった。	×

注) 検討結果の×は、計画の具体化に伴い予測・評価の見直しの必要性を検討した結果、必要性がない事項を示す。

表 5.2-3(1) 予測・評価の必要性の検討結果

環境影響 評価の項目	予測・評価の必要性	検討結果 ^{注)}
大気等	盛土工事に係る工事用車両の台数（概ね 60 台/日程度）が主な計画地周辺道路の現況交通量（都道 306 号王子千住南砂町線（明治通り）で約 27,000 台/日、一般国道 357 号（湾岸道路）及び首都高速湾岸線で約 142,000 台/日）と比べて僅かであること、工事用車両の走行が考えられる都道 306 号王子千住南砂町線（明治通り）と接続する臨港道路新砂・夢の島線沿道には、住居等が存在しないことから、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書（アーチェリー会場（夢の島公園）」（平成 28 年 7 月 東京都）において、盛土工事に係る工事用車両の走行による影響はほとんどないと考えられた。 建築工事の工事用車両（盛土工事及び建築工事の合計）についても、ピークの 60 台/日を上回らないため、工事用車両の影響はほとんどないとする。 また、本計画は、小規模な建築工事を行うものであり、盛土工事と比べて建設機械の稼働台数は僅かであることから、大気等への影響はほとんどないと考えられる。	×
水質等	建築物等整備工事に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。	×
土壌	基本計画及び施行計画が変更されたものの、計画地の範囲に大きな変更はなかった。 計画地は廃棄物処分場として埋め立てられ、昭和 42 年に竣工した土地に位置している。対象地は、埋立てに伴う廃棄物層の上に、公園整備に伴う客土がなされた地中構造を有しているが、有害物質に汚染された土壌を埋め立てた経緯はない。環境確保条例第 117 条第一項に基づく土地利用の履歴等調査の結果、計画地は昭和 53 年に夢の島公園として開園しているが、それ以前については土地利用はなされていなかった。その後、現在に至るまで、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はない。また、廃棄物の埋立てにより廃棄物層底面下の土壌に汚染のおそれがあるものの、本計画は小規模な建築物等の設置を行うものであり、廃棄物層底面下の土壌の改変を生じることはない。	×
水循環	本計画は、小規模な建築物等の設置工事を行うものであり、水循環に影響を及ぼすような大規模な地表面被覆の改変や地下躯体の設置は実施しないことから、水循環の状況に変化は生じない。	×
騒音・振動	盛土工事に係る工事用車両の台数（概ね 60 台/日程度）が主な計画地周辺道路の現況交通量（都道 306 号王子千住南砂町線（明治通り）で約 27,000 台/日、一般国道 357 号（湾岸道路）及び首都高速湾岸線で約 142,000 台/日）と比べて僅かであること、工事用車両の走行が考えられる都道 306 号王子千住南砂町線（明治通り）と接続する臨港道路新砂・夢の島線沿道には、住居等が存在しないことから、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書（アーチェリー会場（夢の島公園）」（平成 28 年 7 月 東京都）において、盛土工事に係る工事用車両の走行による影響はほとんどないと考えられた。 建築工事の工事用車両（盛土工事及び建築工事の合計）についても、ピークの 60 台/日を上回らないため、工事用車両の影響はほとんどないとする。 また、本計画は、小規模な建築工事を行うものであり、盛土工事と比べて建設機械の稼働台数は僅かであることから、騒音・振動の影響はほとんどないと考えられる。	×

注) 検討結果の×は、計画の具体化に伴い予測・評価の必要性を検討した結果、必要性がない事項を示す。

表 5.2-4(2) 予測・評価の必要性の検討結果

環境影響 評価の項目	予測・評価の必要性	検討結果 ^{注)}
日影	計画地は夢の島公園内に位置している。また、建築物の最高高さは8.7mであり、大規模な建築物の新設は行わないことから、建築物の出現に伴う日影が影響を及ぼすおそれは小さい。	×
景観	計画地は夢の島公園内に位置している。また、建築物の最高高さは8.7mであり、大規模な建築物の新設は行わないことから、建築物の出現に伴い景観に影響を及ぼすおそれは小さい。	×
歩行者空間 の快適性	計画地は夢の島公園内に位置しており、公共交通機関から施設への歩行者経路に変化は生じない。	×
史跡・文化財	基本計画及び施行計画が変更されたものの、計画地の範囲に大きな変更はなかった。 計画地は夢の島公園内に位置しており、計画地内に史跡・文化財は存在しない。また、計画地は、昭和42年に竣工した埋立地に位置しており、埋蔵文化財包蔵地は存在しない。	×
水利用	建築物には、上水設備や排水設備は整備されないことから、選定しない。	×
温室効果ガス	建設機械の稼働に伴う温室効果ガスについては、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから選定しない。	×
	建築物には、電気設備や熱源設備は整備されないことから、選定しない。	×
エネルギー	建設機械の稼働に伴うエネルギーについては、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから選定しない。	×
	建築物には、電気設備や熱源設備は整備されないことから、検討しない。	×
土地利用	本計画は、既存の夢の島公園を利用するものであり、土地利用に変化は生じない。	×
地域分断	本計画は、既存の夢の島公園を利用するものであり、新たな地域分断は生じない。	×
移転	本計画は、既存の夢の島公園を利用するものであり、移転は生じない。	×
安全	基本計画及び施行計画が変更されたものの、計画地の範囲に大きな変更はなかったため、施設の側面から捉えた地域としての安全性に変化は生じない。	×
消防・防災	基本計画及び施行計画が変更されたものの、計画地の範囲に大きな変更はなかったため、火災、地震及び津波からの安全性に変化は生じない。	×
交通渋滞	盛土工事に係る工事用車両の台数（概ね60台/日程度）が主な計画地周辺道路の現況交通量（都道306号王子千住南砂町線（明治通り）で約27,000台/日、一般国道357号（湾岸道路）及び首都高速湾岸線で約142,000台/日）と比べて僅かであること、工事用車両の走行が考えられる都道306号王子千住南砂町線（明治通り）と接続する臨港道路新砂・夢の島線沿道には、住居等が存在しないことから、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書（アーチェリー会場（夢の島公園）」（平成28年7月 東京都）において、盛土工事に係る工事用車両の走行による影響はほとんどないと考えられた。 建築工事の工事用車両（盛土工事及び建築工事の合計）についても、ピークの60台/日を上回らないため、工事用車両の影響はほとんどないとする。	×

注) 検討結果の×は、計画の具体化に伴い予測・評価の必要性を検討した結果、必要性がない事項を示す。